

## 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名： 竹端 寛

## 障がい者総合福祉法（仮称）制定までの間において当面必要な対策について

障がい者総合福祉法（仮称）が施行された段階で、三障害の地域移行政策を具体的かつ速やかに推進するためには、下記の5つの調査・施策が新法「制定までの間において当面必要な対策」と考える。

## ①、現在入院・入所しておられる方へのニーズ調査

地域移行政策を具体的に展開する上で、基本的に全ての入所施設・精神科病院の利用者全員へのニーズ調査が必須である。その際、出身市町村の担当者と相談支援事業所、地域移行推進員等がセットになって訪問することが求められる。また、単にニーズを伺おうとしても、長年社会的な入院・入所を続ける中で、地域の社会資源や生活の幅・選択肢を知らない利用者は少なくない。そこで、ご本人のエンパワメントに繋がるような情報提供や、地域生活の実態の紹介も兼ねた、エンパワメント志向の調査である事も求められる。

## ②、過去5年間で退院・退所された方へのニーズ調査

厚労省調査によれば、平成19年10月から平成20年10月までの1年間で、1万人弱の方が入所施設から退所している。その行き先として、約半数が地域移行し、他施設や病院への転施設化も半数近くになる、という。この移行者の実態を把握する為のニーズ調査は、施設・病院の双方で必要となるだろう。地域に戻られた方はどのような暮らしをしておられるのか。その中で必要とされるサービスは何か。また、転施設化された方の理由はどのようなものか、を伺う事も、地域移行政策には必須である。

## ③、「施設待機者」へのニーズ調査

また一方で、先の厚労省調査によれば、毎年の退所者数に近い数値の新規入所者がいる、という。この新規入所を求める「施設待機者」はどのような理由から入所を希望しているのか、何があれば地域で暮らせるのか、といった実態調査をすることも、同時に求められる。

## ④、上記に基づく地域移行戦略を検討する為の調査研究

上記の調査に基づき、三障害の地域移行を促進する為に、どのような社会資源がどれくらい必要なのか、という数値目標も含めた施策目標を査定するための調査研究が必須である。諸外国の地域移行政策の実態調査も踏まえた上で、我が国に求められる地域移行政策について、具体的に検討するための調査が必要とされている。

## ⑤、地域基盤整備について自治体レベルでの検討とモデル事業の実施

①～③の調査は、予算措置をつけた上で、原則として出身市町村の担当者と相談支援事業者、地域移行推進員等の協働で行うべきである。上記調査を通じて、自治体の社会資源整備の現状との解離や検討すべき課題が明確になる。またそこから、当事者エンパワメントに関する各種事業（ピアサポーター、ピアカウンセラーの養成や自立体験室等）や、サービス支給決定前の本人中心個別移行支援計画の作成、重度障害者の地域移行のモデル事業、本人の自信回復や地域移行につなげる病院・施設訪問活動のモデル事業、などの課題が浮かび上がってくる。それらの課題について、地域自立支援協議会等での検討を経た上で、自治体レベルでモデル事業として実施する為の予算的措置も検討すべきである。